

監査報告第3号
令和2年（2020年）7月29日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 三 上 洋 右
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、監査の対象部局、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等（事務監査）

局名	対象部	指摘事項の区分							順守	意見
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
総務局	行政部		3		1			4	4	
	国際部				1			1	1	
	職員部		1					1	2	
まちづくり政策局	都市計画部									
水道局	総務部		6				1	7	1	
	給水部		4					4		
東区	土木部		1					1		
白石区	土木部				1			1	1	
厚別区	土木部		1					1	1	
6局（区）	9部		16		3		1	20	10	

2 定期監査等（工事監査）

局名	対象部	指摘事項の区分					順守	意見
		設計	監理	事務	その他	合計		
水道局	給水部		1			1		1
中央区	土木部		1			1		
西区	土木部	1	1			2		
手稲区	土木部							
4局（区）	4部	1	3			4		1

※ 上記1及び2の表において、「順守」は基本的順守事項を表す。

3 札幌市監査委員監査基準の施行に伴う変更点について

札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定。同年4月1日施行）に基づき監査を実施し、同基準第18条に規定する次の事項を報告に記載した。

- (1) 基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

なお、上記(4)については、監査対象部局の事務上のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討したうえで、監査における「重要リスク」を設定するとともに、「重要リスク設定理由」及び「監査のチェックポイント」を整理したものであり、これを事務監査及び工事監査の各報告にそれぞれ別表として添付した。

定期監査

(事務監査)

抜粋版

令和2年度定期監査（事務）報告書

令和2年度第1回定期監査（事務）の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種類 定期監査

監査の対象

総務局	行政部、国際部、職員部
まちづくり政策局	都市計画部
水道局	総務部、給水部
東区	土木部
白石区	土木部
厚別区	土木部

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、14ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	平成31年4月1日から令和2年3月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和2年4月7日から同年6月30日まで

監査の結果

対象となった事務について、次のとおり注意、改善及び検討を要する事項がみられた。

第1 指摘事項

1 支出事務

(省略)

2 行政運営事務

(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの

【総務局行政部、総務局国際部】

札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。

この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。

また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。

【総務局行政部】

ア 監査の結果、関係規程の認識不足に起因する以下のような不適切な事例がみられた。

(ア) 役務の委託に当たり、受託者と取り交わした契約書の約款に、「札幌市物品・役務契約等事務様式基準」で定める基準様式に規定された暴力団の排除に関する記載のない旧様式等を使用しているもの

(イ) 公有財産の使用許可に当たり、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」で規定する誓約書を徴取していないものや使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないもの

【総務局国際部】

イ 公有財産の貸付に当たり、本来は「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」の規定に則り、貸付の相手方が国又は地方公共団体である場合を除いては誓約書の徴取等が必要であるが、監査の結果、相手方が独立行政法人等であったことから徴取は不要であると誤認したため徴取を行わず、また、貸付契約書の貸付条件に所定の内容を反映させていないものがみられた。

上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。

また、こうした事務処理に当たっては、常に最新の要綱・様式等の内容を十分確認するよう留意されたい。〔下線部は、総務局行政部のみ〕

(2) 内部統制上の課題を解消し、適正な事務処理を行うべきもの

【白石区土木部】

道路損傷事故処理要領によると、市が管理する道路を損傷又は汚損された場合、被害の状況等を調査し、原因者が判明したときは、原則、その原因者から損傷行為に係る確認書を徴取の上、所定の様式により工事施行命令を発し、原因者に当該道路の復旧工事を行わせなければならないとされており、事務処理の際には事故報告書、完結報告書等の文書を作成するよう定められているが、これらの事務処理が口頭確認のみで行われており、所定の文書が作成されていなかった。

本件については、平成29年度第1回定期監査においても同様の不適切な事務処理が指摘されたところであり、その後の2年間は要領に基づき適切に処理されていたが、令和元年度においてはほぼ全件で上記のような不適切な事務処理が行われていたものである。

原因としては、組織内で文書作成の重要性についての認識が欠けていたこと、事務処理の進捗状況についての情報共有が図られていなかったこと、チェック体制が不足していたことが挙げられているが、これは事務の適正な執行を確保するための内部統制に不備があったと言わざるを得ない。

今後は、組織として内部統制上の課題を解消し、情報共有体制の強化を図るとともに正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、関係規程を順守して適正な事務の執行に努められたい。

3 その他の事務

(省略)

第2 基本的順守事項

(省略)